

新築の基準

家族の皆さんが
便利で安全、
あとで役立つ
住まいの工夫

■ 便 所

- 主たる便所の広さは壁芯で短辺130cm以上かつ長辺180cm以上とすること
- 便器は腰掛け式とすること
- 必要な位置に手すりを設けること



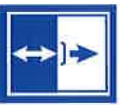
■ 浴 室

- 浴室の広さは内法で短辺140cm以上かつ広さ2.5m²以上とすること
- 必要な位置に手すりを設けること
- 入口戸は引き戸、又は折れ戸とすること



■ 廊下・出入口

- 廊下、通路の有効幅員は85cm以上、柱等の箇所では80cm以上とすること
- 出入口の有効幅員は80cm以上とすること
- 浴室の出入口の有効幅員は65cm以上とすること



■ 住宅の規模

- 自らが所有して居住する専用住宅で、住宅部分の面積が80m²以上280m²以下のもの



■ 部屋の配置

- 玄関・便所・洗面所・脱衣室・浴室・居間・食堂・台所と寝室を1階に配置し、単純な平面計画とすること、ただし、ホームエレベーター、階段昇降機等を設置する場合はこの限りではありません



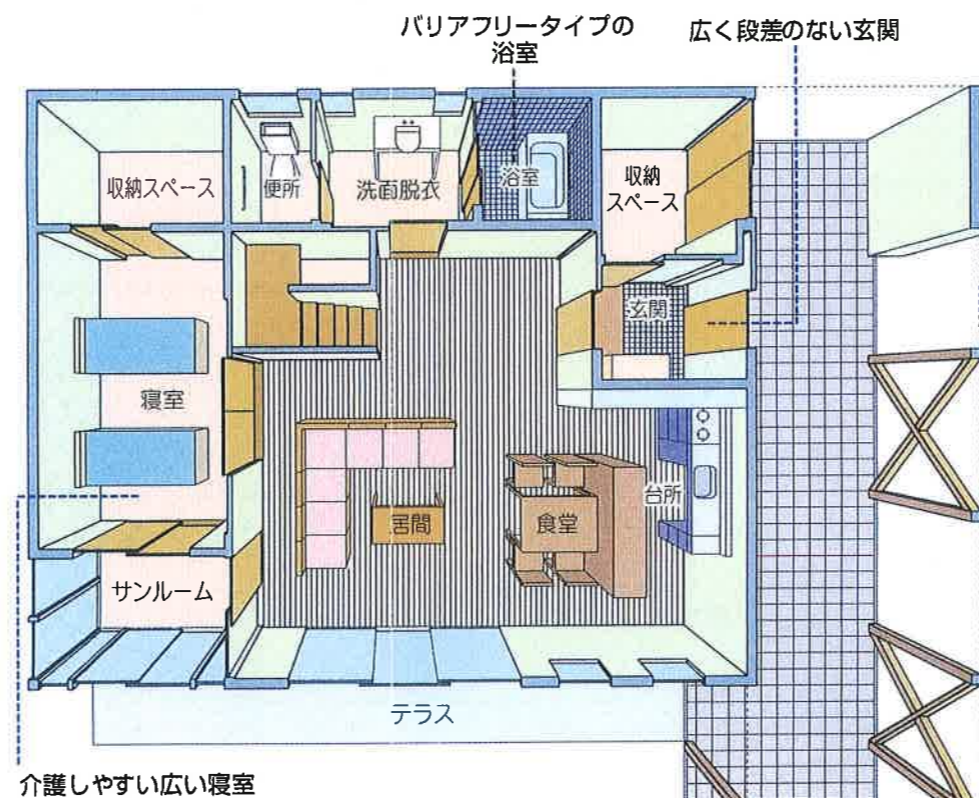
■ 段差解消

- すべての出入口について段差のない構造とすること。ただし、玄関の出入口及び上がり框について5cm以内の段差についてはその限りではない
- 平面図に床高を明記すること



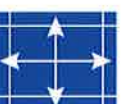
■ 敷地内のスロープ

- 出入口から道路まで段差を設けないスロープ、またはこれに変わるものを設置するか、設置できるスペースを確保すること
- スロープ又は設置できるスペースは次に定める構造を満足すること
 - イ. 幅は150cm以上（段併設の場合は120cm以上）とすること
 - ロ. 勾配は20分の1以下とし消融雪装置を設ける場合は15分の1以下とすること
 - ハ. 両側に手すりを設けること
 - ニ. 表面は粗面とし又は、滑りにくい材料で仕上げる
 - ホ. スロープに変わるものとは、機械的に段差を解消する装置又は車イス及び介助者が乗ることのできる踏面で蹴上が10cm以下の階段上のものとします。この場合は電源等についてあらかじめ確保して下さい。
- スロープ等の設置スペースには車庫・物置等を築造することはできません。また、階段等を壊すことなく設置できるように計画して下さい。



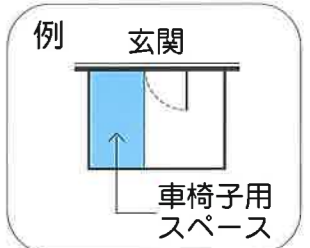
■ 玄 関

- 主たる玄関の広さは壁芯で短辺200cm以上かつ長辺200cm以上とすること
- 必要な位置に手すりを設けること



■ 建 具

- 各部屋の入口の戸は引き戸とすること。ただし玄関、便所についてはドアでも良いが、玄関をドアとした場合、車椅子用として『玄関ドア幅+引手側に0.9m×1.5m』のスペースを確保すること
- 引き戸とする箇所
 - ・居間～居室
 - ・ホール・廊下～各居室
 - ・脱衣室出入口



つまずいて転倒 お風呂で事故 火事やガス中毒

高齢化社会への対応や、住宅での事故を未然に防止することを配慮して
住宅設備をつくるのが **ユニバーサルデザイン** です